

# 環境美化推進計画

(加茂川河口周辺環境美化推進区域)

## 【目的】

米子市では、まちの美観を損ねる等の空き缶やたばこの吸殻等のごみのポイ捨てや飼い犬等のふんの放置を防止し、市民、事業者等、行政が協働して環境美化を図り、きれいな住みよいまちづくりを推進するため、「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」(平成19年米子市条例第14号)を制定しました。

この条例に基づき、きれいな住みよいまちづくりを一層推進することが必要な区域を「環境美化推進区域」として指定し、地域の実情を踏まえた環境美化推進計画を基に、住民、市民団体等、行政が一体となり、地域の美化推進を積極的に図ることを目的としています。

## 【環境美化推進区域の名称】

加茂川河口周辺環境美化推進区域

## 【指定区域】

米子市天神町一丁目、天神町二丁目、尾高町、岩倉町、寺町、立町一丁目及び立町二丁目の全部並びに内町、灘町一丁目及び灘町二丁目の各一部(別紙 区域図参照)

## 【指定年月日】

平成21年10月1日

## 【きれいで住みよいまちづくりの推進に関する目標及び方針】

本地域における環境美化の率先的な地域として、ごみ等のポイ捨てのないきれいで住みよいまちを目指し、更なる環境美化意識の向上を図るほか、市民、事業者等、行政の連携による地域の環境美化の一層の推進を図り、「古代ロマンの里としてきれいなまちづくり」を合言葉に取り組みを推進する。

## 【市、市民等、事業者、土地所有者等が実施すべき環境美化活動に関する事項】

### ①市民や土地所有者等の実施すべき環境美化活動に関する事項

- (ア) 自ら生じたごみを持ち帰ること。
- (イ) 飼い犬等のふんはきちんと始末すること。
- (ウ) 門掃きをするなど、常に生活環境の維持や向上を図ること。
- (エ) 市や市民団体などが実施する環境美化活動にも参加・協力を努めること。
- (オ) 歩行喫煙を自粛するとともに喫煙マナーを守ること。

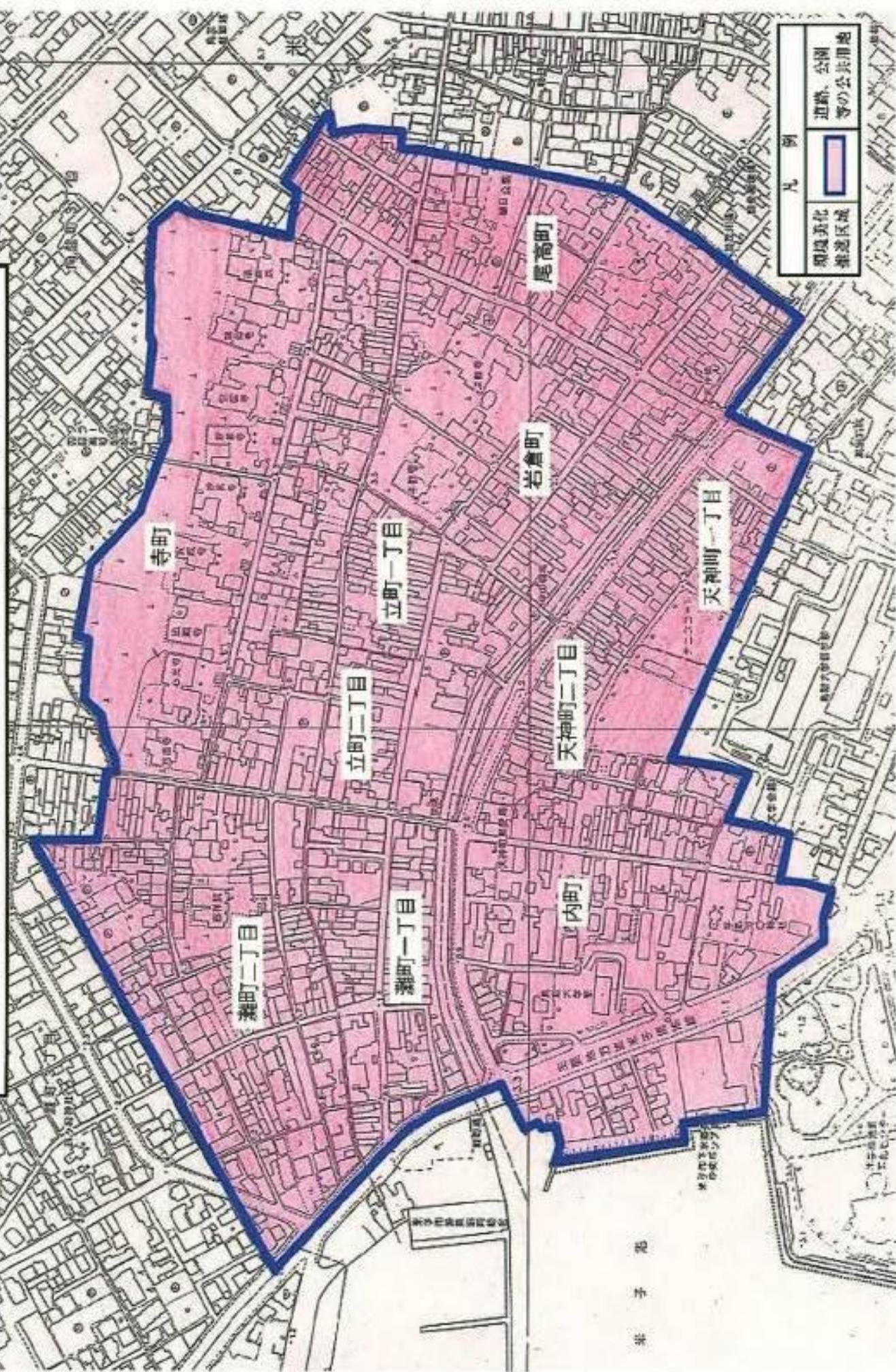
### ②事業者の実施すべき環境美化活動に関する事項

- (ア) 通勤経路等でポイ捨てをしないように、従業員への教育・啓発を徹底すること。
- (イ) 事業所や店舗等の周辺を清掃するなど、周辺生活環境を保全すること。
- (ウ) 容器入り飲料等を販売する事業者は、販売する場所に回収容器等を設置すること。

### ③市の実施すべき環境美化活動に関する事項

- (ア) 市民や市民団体などが実施する環境美化活動に協力・支援を行なうこと。
- (イ) 地域の巡回指導による啓発活動を実施すること。
- (ウ) 住民一人ひとりの環境美化意識等の一層の向上を図るための普及啓発を実施すること。
- (エ) 環境美化推進区域であることを示した看板を設置し、地区住民及び市民への啓発を図ること。

# 加茂川河口周辺環境美化推進区域 区域図



凡 例

環境美化 推進区域	道路、公園 等の公共用地
--------------	-----------------

米 子 范